

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に所属し、B会社が元請けとして施工するC所在の「○号導水トンネル補修工事」において下請作業員として従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、坑内で電動ドリルを使用して削孔作業等を行っていたところ、同僚作業員○人とともに意識障害を生じ（以下「本件災害」という。）、D医療機関に緊急搬送され、「一酸化炭素中毒」（以下「CO中毒」という。）と診断された。

その後、請求人は、入院加療中の同月○日に「高度房室ブロック」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年○月○日、ペースメーカーの植え込み術を施行された。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病は一酸化炭素中毒により発症したもので業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日以降の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

なお、監督署長は、請求人のCO中毒については業務上の事由によるものとして認め、○年○月○日までの療養補償給付及び休業補償給付をそれぞれ支給する旨の処分をしている。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたこ

とから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、○年○月○日に発生した本件災害によりCO中毒と診断され、その治療中である同月○日に本件傷病と診断されたところであるが、本件傷病とCO中毒との因果関係について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、「房室ブロックとCO中毒との関連については、可能性としては関連があっても不思議ではありませんが、積極的に示唆する根拠に乏しいです。」と述べている。

また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、「心臓のMRIにおいて特に異常所見は認められず、心筋梗塞や心筋炎も発症していないものであり、他の検査結果からもCO中毒と心臓疾患を関連づける有意な所見は認められない。」として、「本件傷病を発症した原因は不明と言わざるを得ないものであり、CO中毒の影響で本件傷病が発症したと医学的には考え難く、CO中毒と本件傷病発症との相当因果関係は認められない。」と述べている。

G病院H医師は、○年○月○日付け診断書において、「経過より、完全房室ブロックの原因の一つとして、断定することはできないがCO中毒が考えられる。」と述べているが、CO中毒が原因の一つであるとする根拠は明らかではなく、その可能性を示唆するにとどまるものと言わざるを得ない。

また、I 医師は、○年○月○日付け意見書において、「請求人の房室ブロックは、夜間睡眠中に認められるのであるが、このことは症例報告で述べられているように、CO中毒により自律神経機能異常をきたして、夜間迷走神経の異常な亢進が生じて房室ブロックをきたした可能性がある。」と述べているが、I 医師が引用している症例報告は、J 医師が、○年○月○日付け意見書において、「一過性1度房室ブロックであり、高度房室ブロックではなく永続的でもない。」と述べているように、請求人の本件傷病である高度房室ブロックに合致するものではなく、請求人の本件傷病とCO中毒との因果関係を認め得る根拠とは言いがたい。この点、K 医師も、○年○月○日付け回答書において、「CO中毒によって一過性に完全左脚ブロックを呈したとする症例報告はみられますが、CO中毒と発作性高度房室ブロックの関連を明らかにする報告は認められず、両者の因果関係については詳細不明です。」と述べている。

- (2) したがって、請求人の本件傷病は、その発症原因は明らかではないものの、本件災害によるCO中毒との因果関係を認め得る根拠若しくは推認し得る根拠のいずれをも見いだすことはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。